

＜軽自動車税（種別割）の車種および税額＞

車 種	原動機付自転車				小型特殊自動車		二輪の 小型自動車 (250cc 超)	ミニカー (50cc 以下)
	50 cc以下		51～90 cc	91～125 cc	農耕作業用	その他		
税 額	特定 小型	一般						
		2, 000 円		2, 000 円	2, 400 円	2, 400 円	5, 900 円	6, 000 円

※令和5年7月1日より、「特定小型原動機付自転車」に係る標識交付が段階的に始まります。

牽引車両 (二輪)	スノー モービル	軽 自 動 車					
		軽二輪	軽三輪	軽四乗(営)	軽四乗(自)	軽四貨(営)	軽四貨(自)
3,600 円	3,000 円	3,600 円	3,900 円	6,900 円	10,800 円	3,800 円	5,000 円
H27.3.31 以前に新規登録したもの			3,100 円	5,500 円	7,200 円	3,000 円	4,000 円
新規登録から13年を経過したもの			4,600 円	8,200 円	12,900 円	4,500 円	6,000 円

◎グリーン化特例「軽課」・経年車「重課」に係る適用基準

取得期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

特例割合		適用対象者
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
	50%軽減	2030 年度基準 90%達成（営業用乗用車のみ）
	25%軽減	2030 年度基準 70%達成（営業用乗用車のみ）
重課	20%軽減	ガソリン車（13 年超、ハイブリッド車は含まない）、ディーゼル車（11 年超）

◆特例措置のグリーン化特例「軽課」の対象となる場合、該当車両につき当初の1年度分限り税率が軽減されます。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されていますのでご確認ください。